

保育所と幼稚園と認定こども園との比較表

	保育所	幼稚園	認定こども園
所管	厚生労働省	文部科学省	内閣府・文部科学省・厚生労働省
根拠法令	児童福祉法に基づく児童福祉施設	学校教育法に基づく学校	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
目的	「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」(児童福祉法第39条)	「幼児を教育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」(学校教育法第22条)	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供
対象	保育に欠ける乳児・幼児 (特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。)	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児(学校教育法第26条)。従来は小学校等の入学年齢と同様に4月1日に満3歳に達していることを条件とされていたが、近年一部の幼稚園では満3歳の誕生日の前日から入園できるようになった。	保育に欠ける子も欠けない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行う。すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談等を提供する。
教育・保育内容の基準	保育所保育指針による。(幼稚園教育要領との整合が図られている。)	幼稚園教育要領による。(保育所保育指針との整合が図られている。)	保育所保育指針に基づく保育。 幼稚園教育要領に基づく教育。
ねらい・内容	子どもの発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域と「生命の保持」及び「情緒の安定」にかかわる事項で示される。	幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から示される。	
1日の教育・保育時間	8時間(原則)。 夜間の保育を実施する保育園もある。	4時間(標準)。 概ね幼稚園では、この基準どおり運営されているが、子育て支援として、預かり保育が実施されるようになり、保育園と変わらない長時間保育を実施している幼稚園もある。	4時間利用にも8時間利用にも対応。

	保育所	幼稚園	認定こども園
年間の教育・保育日数	規定なし。	39週以上。	入所児童に応じて施設で決定する。
教員等の資格	保育士資格証明書	幼稚園教諭普通免許状	0歳から2歳児は保育士資格、3歳から5歳児は両資格併有が望ましい。当分の間は、どちらか一方の資格で可。
保育料等	保護者の課税状況に応じて市町村長が決定する。保育料は市町村に納付する。	各幼稚園の設置者(学校法人、自治体等)が決定する。保育料は幼稚園(公立の場合は自治体)に納付する。設置者によりその金額は様々である。私立幼稚園の在園児の保護者には就園奨励費等の補助金が支給される制度がほとんどの自治体に設けられている。	利用時間をふまえ、設置者が決定する。
一学級当たりの幼児数及び一教員(保育士)当たりの幼児数	一学級当たり乳幼児数/学級編制基準なし。 一保育士当たりの乳幼児数は児童福祉施設最低基準によると乳児3人、1歳以上3歳未満児6人、3歳以上4歳未満児20人、4歳以上児30人。	一学級当たり幼児数/設置基準35人以下(原則)。	0歳から2歳児に対しては保育所と同様の配置が望ましい。3歳から5歳児は概ね子ども20人から35人に1人。
認可外施設	最低基準を満たさない等の理由の他に休日・夜間保育等、保護者の様々なニーズに対応するために意図的に認可を受けていない施設がある。	幼稚園という名称は設置基準を満たし認可を受けた施設以外は使うことができない。	認定施設以外は「認定こども園」と表示することを禁じられる。
メリット	保護者の就労等、長時間の保育を必要とする場合に、その子どもの生活のリズムに添った保育が受けられる。0歳児から預けることができる。また、夜間の保育を実施するところもある。土曜日も保育があり、原則として夏休み等の長期の休みはない。	施設での教育と家庭での子育てがバランスよく行える。	保護者の就労の有無に関わらず、同じ施設に子どもを預けることができる。保育所型でも学校教育法に基づく教育を受けられ、幼稚園型でも長時間保育が受けられるので、施設の選択肢が増える。子どもが通園していない家庭でも育児相談等の子育て支援が受けられる。